Invincible Investment Corporation

2020年6月11日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目 10番1号 六本木ヒルズ森タワー インヴィンシブル投資法人

代表者名 執 行 役 員 福田 直樹

(コード番号:8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 福田直樹 問合せ先企 画 部 長 粉生潤

(TEL 03-5411-2731)

投資主優待制度の一部変更に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、投資主優待制度(以下「本優待制度」といいます。)について一部変更することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本優待制度の概要については、2017 年 9 月 21 日付「投資主優待制度の導入に関するお知らせ」のほか、本投資法人のウェブサイト (https://www.invincible-inv.co.jp/ir/benefit.html) をご参照ください。

記

1. 本優待制度の一部変更の理由及び背景

本投資法人は、投資主の皆様の満足度の向上及び投資主のすそ野の拡大を企図して、2017 年 12 月期より本優待制度を導入しています。

しかしながら、2019 年 12 月期末の投資主の皆様に付与しております本優待制度については、利用可能期間が本年 4 月 1 日から 9 月 30 日と定められているところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等による外出自粛要請等により、本優待制度を十分にご利用いただけないものと見込まれることから、対象投資主による利用機会の確保のため、利用可能期間を 3 か月延長するものです。

また、本優待制度の導入後2年以上が経過し、安定した運営が行えている中、投資主の皆様からのご要望も踏まえ、対象投資主の範囲を拡大し本優待制度のより一層の利用を促進することが、更なる投資主の皆様の満足度の向上及び投資主のすそ野の拡大につながり、本投資法人及び投資主の利益に資するものと判断し、2020年6月期以降は、対象投資主に関する現行の「10口以上を保有する」との条件を撤廃し、全投資主を対象とするものです。

2. 本優待制度の一部変更の内容

(1) 2019年12月期の本優待制度の利用可能期間の延長

変更前	変更後	
2020年4月1日から2020年9月30日まで	2020年4月1日から2020年12月31日まで	

なお、2019 年 12 月期の本優待制度は、2019 年 12 月 31 日を基準日とし、同日の最終の本投資法人の 投資主名簿に記載又は記録された、本投資法人の投資口 10 口以上を保有している投資主が対象となり ます。

Invincible Investment Corporation

(2) 2020年6月期以降の本優待制度の対象投資主の変更

変更前	変更後
基準日時点において 10 口以上を保有する本投	基準日時点において <u>1口以上</u> を保有する本投
資法人の投資主名簿に記載又は記録された投	資法人の投資主名簿に記載又は記録された投
資主	資主

なお、変更後の本優待制度は、2020年6月期から適用されます。2020年6月期の本優待制度は、2020年6月30日を基準日とし、同日の最終の本投資法人の投資主名簿に記載又は記録された、本投資法人の投資口1口以上を保有している投資主が対象となります。

3. 投資主優待制度に関するお問い合わせ先

資産運用会社	コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
電話番号	03-5411-2731
受付時間	午前9時00分~午後5時00分(土日祝日及び年末年始等を除く)

以上

* 本投資法人のホームページアドレス: https://www.invincible-inv.co.jp/